

平成29年度

市立学校教職員研修補助金

評価表

NO.

63

所管部課名	学校教育課		担当者	小谷 智美					
事務事業名	教育研修費								
根拠法令	薩摩川内市教育委員会関係補助金交付要綱								
補助経過年数	6年以上10年以下								
平成29年度 予算額	840 千円	国県支出金 千円	一般財源 840 千円	その他 千円	その他の内容				
	指標名		目標値		目標年度				
成果指標①	各中学校区の教員の授業交流年間平均時間		35時間		平成34年度				
成果指標②	鹿児島学習定着度調査市平均通過率の県との差		プラス2P		平成34年度				
補助対象者	市内の小・中学校に勤務する県費負担教員								
補助対象経費	薩摩川内市教育委員会が、県内外の教育先進地又は教育機関等において研修を行わせることを決定したもの								
補助対象事業・活動の内容	教職員の授業力向上や指導法改善、ひいては本市児童生徒の学力向上につなげるため、全国の先進地校を視察し、先進地校の取組を学ぶ研修を対象とする。								
補助金額又は補助率	補助金交付要領別表に定める額								
上記項目の積算方法	定額								
補助を受ける 3年間の事業 (団体)等の 決算状況	項目	平成26年度		平成27年度		平成28年度			
		金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)		
	収入	自己資金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%	
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%	
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%	
		市補助金	840,000	100.0%	840,000	100.0%	840,000	100.0%	
				0.0%		0.0%		0.0%	
		(前年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%	
		計	840,000	100.0%	840,000	100.0%	840,000	100.0%	
		支出	事業費	840,000	100.0%	840,000	100.0%	840,000	100.0%
			人件費		0.0%		0.0%		0.0%
	その他事務費			0.0%		0.0%		0.0%	
				0.0%		0.0%		0.0%	
				0.0%		0.0%		0.0%	
				0.0%		0.0%		0.0%	
	(翌年度繰越金)			0.0%		0.0%		0.0%	
計	840,000		100.0%	840,000	100.0%	840,000	100.0%		
支出計/前年度支出計				100.0%		100.0%			
自己資金/前年度自己資金									
翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%			
交付件数									
成果指標の推移①		32.3		24.9		28.6			
成果指標の推移②		0.1		-1.2		-0.9			
特記すべき事項等	【今年度改善点】	小中一貫教育に関する研修に加え、「学力向上」に関する研修を優先項目にした。派遣された教職員は、本市教育委員会主催の学習指導法研修会において、各教科の講師として学んだことを広げる活動をする。							
	【前回評価】	平成26年度「現状のまま継続」 ・研修を受けた教師の研修効果について、市全体での情報共有や発表の機会を設けるなど、研修内容を評価する取り組みが必要である。 ・研修後のモチベーションを維持することが重要である。							
	【前回評価への回答】	派遣された職員は、各中学校区だけでなく、本市教育委員会主催の小中一貫教育研究大会で発表をする。							
	【事業のPR方法】	学校への文書による直接案内							
	【費用対効果】	①各中学校区の教員の授業交流間平均時間 ②鹿児島学習定着度調査市平均通過率の県との差							
	【補助事業以外の事業】	特になし							
【その他】									

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	教職員の資質向上は、児童生徒はもとより、保護者ひいては地域住民等市民にとって、その公益性を示すものである。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	①に該当する。 本市に勤務する教職員に対する補助であり、本市教育目標や重点施策を受けて取り組んで知る各校の学校教育目標達成のために必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民一人一人に合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	小中一貫教育は、本市独自の取組であり、その目的の達成のために必要である。また、先進地における研修後は、各中学校区で還元されており、その効果も期待できる。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	教職員の資質向上のための補助金であり、行政が直接行うことはできない。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	交付要領に、補助基準額を定めているので、妥当である。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	補助対象となる教職員は、中学校区や本市勤務年数（原則1・2年目）を踏まえた上で決定していることから、同一人に対する固定的な補助にはならない。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	市内の小中学校へ本事業への参加等を広く呼びかけており、一定の公益性が認められる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	本市以外の小中一貫教育先進地域・先進校の取組を実際に行って学ぶためには旅費補助以外に有効な方法はない。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	補助対象の研修や経費の執行内容等が明確に規定されており、公費充当が著しく妥当性を欠くものではない。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	〈〈今後の改革の方向性〉〉 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 〈〈上記方向の理由〉〉 本市に勤務する意欲的な教職員の教育に対する姿勢は、学校教育全般にわたり児童生徒の健全育成や学力向上に大きな影響を及ぼす。教職員の研修意欲を充足させ、授業力を向上させることは、児童生徒の学力向上につながる効果が期待できるため。 〈〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉〉 これまでに主に、本市教育行政の柱である小中一貫教育に関する研修への参加に対し補助金を支出してきたが、もう一つの教育行政の柱である英語教育や学力向上に関する研修も今後更に深めていく必要がある。	外部評価結果	〈〈視点別評価〉〉 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
			〈〈今後の改革の方向性〉〉 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止
			〈〈まとめ〉〉

市立学校教職員研修補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市教育委員会関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第103号）第2条の表に掲げる市立学校教職員研修補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 市立学校教職員研修補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 教職員の資質向上、教育研究活動（教育行政を含む。）その他、本市学校教育の振興を図るものであること。
- (2) 市内の小中学校に勤務する県費負担教職員（校長、教頭、教諭（助教諭を含む。）、養護教諭（養護助教諭を含む。）及び事務職員）であること。

(補助金の額)

第3条 市立学校教職員研修補助金の額は、別表1に定めるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、九州管内のJRを利用した日帰り研修に係る市立学校教職員研修補助金の額は、別表2に定めるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、教育部長が真に必要と認める場合は、予算の範囲内で、補助金の額を増額又は減額できるものとする。

(補助対象経費)

第4条 市立学校教職員研修補助金は、薩摩川内市教育委員会が、県内外の教育先進地又は教育機関等において研修を行わせることを決定したものに交付する。

(交付の申請)

第5条 市立学校教職員研修補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、研修日の前日までとする。

- 2 市立学校教職員研修補助金の交付の申請に係る書類は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 薩摩川内市立学校教職員研修派遣申請書（様式第1号）
 - (2) 薩摩川内市立学校教職員研修補助金交付申請書（様式第2号）
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(交付の基準)

第6条 市立学校教職員研修補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

(1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合

(2) 当該申請者に市立学校教職員研修補助金を交付することが適当でない
と認められる場合

(実績報告)

第7条 研修者は、研修を終了し帰任後1か月以内に研修結果をまとめた
実績報告書(第3号様式)を提出しなければならない。

(効果の測定)

第8条 市立学校教職員研修補助金の効果(条例第4条第2項第1号の効
果をいう。)は、補助事業者が提出した研修実績報告書の研修の効果およ
び課題への取組状況を用いて測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第9条 市立学校教職員研修補助金の交付を受けた補助事業者は、本市の
教育行政施策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育部長が別に
定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

(削除)

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行し、改正後の市立学校教職員
研修補助金交付要領の規定は、平成23年度以降の年度分の市立学校教職
員研修補助金について適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

区分		補助額 (円)	備考
県内	日帰りの場合	2,000	旅行日数 1 日当たり
	宿泊を要する場合	10,000	
	離島全域	20,000	甌島を除く
九州地方	本土	日帰り	旅行日数 1 日当たり
		1 泊	
		2 泊	
	沖縄	1 泊	
		2 泊	
中国地方	1 泊	30,000	
	2 泊	40,000	
四国地方	1 泊	30,000	
	2 泊	50,000	
近畿地方	1 泊	40,000	
	2 泊	50,000	
上記以外の国内全地域	1 泊	50,000	
	2 泊	60,000	
海外		20,000	旅行日数 1 日当たり

別表 2 (第 3 条関係)

区分		補助額 (円)	備考
九州地方	小倉	15,000	旅行日数 1 日当たり
	博多	13,000	
	佐賀	12,000	
	新鳥栖	12,000	
	久留米	12,000	
	筑後船小屋	10,000	
	新大牟田	10,000	
	新玉名	9,000	
	熊本	8,000	
	新八代	6,000	
	新水俣	4,000	